

京 都 大 学 図 書 館 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事 1名</p> <p>(2) 機構長</p> <p>(3) 副機構長</p> <p>(4) 各エリア連携図書館（複数の部局図書館等又は複数の部局が連携し、それぞれの図書館業務を共同化するとともに、当該部局における研究分野の特徴を活かして機構の機能を分担するために設置するものをいう。）を設置する部局が推薦する教授 各1名</p> <p>(5) 附属図書館宇治分館長</p> <p>(6) 各研究科の長又は教授 各1名</p> <p>(7) 各研究所の長又は教授 各1名</p> <p>(8) センター（学術情報メディアセンターを除く。）の長又は教授 若干名</p> <p>(9) 情報環境機構長又は学術情報メディアセンターの教授 1名</p> <p>(10) 国際高等教育院長又は副院長 1名</p> <p>(11) 附属図書館事務部長</p> <p>(12) その他総長が必要と認める本学の専任教員 若干名</p> <p>2 前項第4号、第6号から第<u>10</u>号まで及び第<u>12</u>号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第6号、<u>第7号</u>、<u>第9号</u>及び第<u>10</u>号の協議員は、当該研究科等の長の申出又は推薦を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号から第<u>9</u>号までの協議員の任期は2年、第<u>12</u>号の協議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) <u>医学部附属病院の長又は教授 1名</u></p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>(13) }</p> <p>2 前項第4号、第6号から第<u>11</u>号まで及び第<u>13</u>号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第6号から<u>第8号</u>まで、第<u>10</u>号及び第<u>11</u>号の協議員は、当該研究科等の長の申出又は推薦を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号から第<u>10</u>号までの協議員の任期は2年、第<u>13</u>号の協議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>